

第 5 回 B S E 問題調査検討委員会における 委員御指摘に関する資料等

- 1 「食品行政」「食品衛生行政」「食品安全行政」の用語の整理 ・ ・ ・ 1
- 2 W H O 勧告の最終報告を入手した後、農業資材審議会飼料部
会家畜飼料検討委員会において検討を実施しなかった経緯につ
いて ・ ・ ・ 4

農 林 水 産 省

「食品行政」「食品衛生行政」「食品安全行政」の用語の整理

1 「食品行政」の用語の整理

(1) 「食品行政」という用語は、法令上、中央省庁等改革基本法において使用されているが、その定義は行われておらず、他方、「食品」はいくつかの法律においてほぼ同様の定義が行われている。

(2) したがって、食品行政とは、広く食品に係る行政として、飲食料品の生産、流通及び消費の一連の過程を対象として行われる行政と整理できる。このため、食品行政には、食品衛生、食品の安定供給、食品産業の振興、消費者への情報提供等が含まれる。

<「食品行政」の用例>

○ 中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）
（農林水産省の編成方針）

第二十三条 農林水産省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

十 食品行政について、労働福祉省との間の責任の分担を明確化するとともに、同省との緊密な連携を確保すること。

<「食品」の用例>

○ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

第二条 この法律で食品とは、すべての飲食物をいう。ただし、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品は、これを含まない。

○ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法
（平成10年法律第59号）

（定義）

第二条 この法律において「食品」とは、飲食料品のうち薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

○ 食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）

（定義）

第二条 この法律において「食品」とは、飲食料品（その原料又は材料として使用される農林水産物及び花きを含む。）のうち薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

2 「食品衛生行政」の用語の整理

(1) 「食品衛生行政」という用語は、法令上、中央省庁等改革基本法において使用されているが、「食品衛生」の内容については、食品衛生法において定義が行われている。

(2) すなわち、食品衛生行政とは、食品衛生法第1条及び第2条第6項から、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に関する寄与することを目的とした、食品、添加物、器具及び容器包装を対象とする飲食に関する衛生行政である。

(3) このように、「食品行政」及び「食品衛生行政」の用語は、中央省庁等改革基本法において、省間の役割分担を示す用語として用いられており、食品衛生行政を除く食品行政については農林水産省が、食品衛生行政については厚生労働省が所掌している。

<「食品衛生行政」の用例>

○ 中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）
（労働福祉省の編成方針）

第二十五条 労働福祉省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

十一 薬事行政、公衆衛生行政、食品衛生行政及び水道行政は、労働福祉省が担うこと。

<「食品衛生」の用例>

○ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

第一条 この法律は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

第二条

6 この法律で食品衛生とは、食品、添加物、器具及び容器包装を対象とする飲食に関する衛生をいう。

3. 「食品安全行政」の用語の整理

(1) 「食品安全行政」という用語は、法令上用いられていないが、一般に、広く食品の安全に係る行政のことを指して用いられているものと考えられる。

(2) なお、食料・農業・農村基本法において、「食料の安全性」の用例があるが、これは、誤解を与えるおそれのない用語として、定義は行われていない。

<「食料の安全性」の用例>

○ 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）
（食料消費に関する施策の充実）

第十六条 国は、食料の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の適正化その他必要な施策を講ずるものとする。

WHO勧告の最終報告を入手した後、農業資材審議会飼料部会家畜飼料検討委員会において検討を実施しなかった経緯について

- 1 5月にWHO勧告の正式な報告書が出されたのに、家畜飼料検討委員会を再開しなかった理由。

(担当課長)

- ・ 正式な報告書の内容のうち飼料に関する部分は、4月のプレスリリースから変更していなかったこと。
- ・ 米国等のBSE非発生国においても法的規制を行わなかったこと。

(担当班長)

- ・ プレスから変更がなかったこと。
- ・ 米国等においても業界の自主規制であったこと。

- 2 再開しなかった際の判断を誰がしたのか。

(担当課長)

- ・ 自分（課長）の判断で5月には開かなかった。

(担当班長)

- ・ 課長には相談していた。

3 9月まで再開しなかった理由。

(担当課長)

- ・各国の対応状況を見ていたが、米国等BSE非発生国では法的規制を行っていなかったため、これらの国の対応が明らかになった段階での検討再開を考えていた。
- ・これは担当課長レベルの判断である。

(担当班長)

- ・各国の対応状況を見ており、他国の対応が明らかになった段階での検討を考えていた。

※ 96年当時の流通飼料課長及び担当班長（品質改善班）からの聞き取り調査結果による。

(注)

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 97年3・4月 | 衆・参農水委附帯決議「行政指導の継続」 |
| 97年8月 | 米国「ほ乳動物由来の肉骨粉の反すう動物への
給与」を禁止 |
| 97年10月 | 豪州「反すう動物由来の肉骨粉の反すう動物への
給与」を禁止 |

(衆議院)

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

畜産は、我が国農業の基幹的な部門として重要な地位を占めるとともに、動物性たんぱく質の主要な供給源として国民の食生活の向上に大きく貢献している。

よって、政府は、本法の施行に当たり、家畜の伝染性疾病による被害の大型化、狂牛病等の新たな疾病の発生などの状況に対処し、より効果的かつ効率的な家畜防疫制度を構築するため、左記事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

記

- 一 狂牛病等プリオンが原因で発生する家畜の伝染性疾病は、家畜に甚大な被害をもたらし、畜産業に大きな打撃を与えるのみならず、人にも危害を及ぼすおそれがあることから、その発生メカニズムの研究及び防疫方法の確立に全力を尽くすこと。また、今後とも、引き続き、牛、めん羊等の肉骨粉等を牛、めん羊等の飼料原料として用いないよう指導すること。
- 二 病原性大腸菌O157による被害の発生・伝播を防ぐための措置の一環として、と畜場、食肉センター等における衛生管理の徹底を図ること。また、安全な畜産物を国民に供給するため、政府は、HACCP方式の導入を推進すること。
- 三 家畜の防疫体制に万全を期するため、動物検疫所及び家畜保健衛生所の機能の充實を図るとともに、防疫対策を強力に推進すること。また、獣医師の家畜の伝染性疾病の予防に果たす役割の重要性にかんがみ、新疾病等に関する知識・情報についての研修等による一層の資質の向上等に努めること。

右決議する。

自由民主党、新進党、民主党、社会民主党・市民連合
太陽党、21世紀共同提出。全会一致。

（参議院）

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

家畜防疫制度は、家畜の伝染性疾病の発生予防やまん延防止により、畜産の振興に寄与してきたが、近年、畜産経営の大規模化に伴う被害の大型化、狂牛病等の新たな疾病の発生等の状況に対処し、より効果的かつ効率的な制度の構築が求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一 家畜の防疫体制に万全を期するため、動物検疫所及び家畜保健衛生所の機能の充実を図るとともに、防疫対策を強力に推進すること。また、獣医師の家畜の伝染性疾病の予防に果たす役割の重要性にかんがみ、新疾病等に関する知識・情報について、研修等により、その資質の一層の向上に努めること。

二 狂牛病等プリオンが原因で発生する家畜の伝染性疾病は、家畜に甚大な被害をもたらし、畜産業に大きな打撃を与えるのみならず、人にも危害を及ぼすおそれがあることから、その発生メカニズムの研究及び防疫方法の確立に全力を尽くすこと。また、牛、めん羊等の肉骨粉等を牛、めん羊等の飼料原料として用いないよう、今後とも指導すること。

三 病原性大腸菌O157による被害の発生・伝播を防ぐための措置の一環として、と畜場、食肉センタ

